| | |
|---|---|
| 7　筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。 | ［項を加える。］ |
| 8　申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。 | ［項を加える。］ |
| 9　［略］ | 8　［同上］ |
| （法定相続情報一覧図） | （法定相続情報一覧図） |
| **第二百四十七条**　［１・２　略］ | **第二百四十七条**　［１・２　同上］ |
| ３　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 | ３　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。 |
| 一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。） | 一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。） |
| ［二～七　略］ | ［二～七　同上］ |
| ［４～７　略］ | ［４～７　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

（大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の一部改正）

**第二条**　大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成二十五年法務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第二条**　［略］ | **第二条**　［同上］ |
| ２　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。 | ２　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |